5　第一号基礎的電気通信役務と第一号基礎的電気通信役務以外の電気通信役務とに関連する費用については、第40条の５の３第２項各号の表に掲げる基準によるほか、適正な基準によりそれぞれの役務に配賦しなければならない。当該基準によつて配賦することが著しく困難なときは、その全部を主たる関連を有する役務に整理することができる。

6　２以上の細目の電気通信役務に関連する費用については、第40条の５の３第２項各号の表に掲げる基準によるほか、適正な基準によりそれぞれの役務に配賦しなければならない。当該基準によつて配賦することが著しく困難なときは、その全部を主たる関連を有する役務に整理することができる。

第２表　交付金等

［表略］

注１　「交付金」とは法第107条第１号の交付金を、「当該適格電気通信事業者の算定自己負担額」とは第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金及び第一種負担金算定等規則（平成14年総務省令第64号）第５条第１項の当該第一種適格電気通信事業者の算定自己負担額を、「負担金」とは法第110条第１項の第一種負担金を示す。

［２　略］

様式第38の２の２（第40条の４の５関係）

第二種適格電気通信事業者指定申請書

年　　月　　日

総務大臣　殿

郵便番号
（ふりがな）
住　　所
（ふりがな）
氏　　名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。）
登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号
連 絡 先（連絡のとれる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。）

電気通信事業法第110条の３第１項の規定により、第二種適格電気通信事業者の指定を受けたいので、次のとおり申請します。

１　提供する第二号基礎的電気通信役務の種別

注　法第７条第２号に規定する第二号基礎的電気通信役務として第14条の３第１項第１号、第２号又は第３号に掲げるものを記載すること。

２　業務区域

様式第38の２の３（第40条の４の５第１項第２号、第40条の５の２第１項第２号関係）

第二号基礎的電気通信役務収支表

事　業　者　名

年　　月　　日から
年　　月　　日まで
（単位　円）

5　基礎的電気通信役務と基礎的電気通信役務以外の電気通信役務とに関連する費用については、電気通信事業会計規則別表第２様式第13に規定する基準によるほか、適正な基準によりそれぞれの役務に配賦しなければならない。当該基準によつて配賦することが著しく困難なときは、その全部を主たる関連を有する事業又は役務に整理することができる。

6　２以上の細目の電気通信役務とに関連する費用については、電気通信事業会計規則別表第２様式第14に規定する基準によるほか、適正な基準によりそれぞれの役務に配賦しなければならない。当該基準によつて配賦することが著しく困難なときは、その全部を主たる関連を有する事業又は役務に整理することができる。

第２表　［同左］

［表同左］

注１　「交付金」とは法第107条第１号の交付金を、「当該適格電気通信事業者の算定自己負担額」とは基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（平成14年総務省令第64号）第５条第１項の当該適格電気通信事業者の算定自己負担額を、「負担金」とは法第110条第１項の負担金を示す。

［２　同左］

［新設］

［新設］